

## 独立行政法人経済産業研究所競争的研究費の運営・管理に関する規程

平成27年8月28日  
規 程 第49号

改正 平成29年10月6日 平成29・10・5独経研第5号

改正 令和5年8月14日 令和5・8・7独経研第3号

### (目的)

第1条 この規程は、独立行政法人経済産業研究所（以下「研究所」という。）における競争的研究費（省庁等の公募により競争的に獲得される経費のうち、研究に係るもの）の適正な運営・管理を行うために、必要な事項を定めることを目的とする。

### (責任と権限)

第2条 研究所の競争的研究費を適正に運営・管理するために、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を置く。

2 最高管理責任者は当研究所全体を統括し、競争的研究費の運営・管理について最終責任を負うものとし、理事長をもって充てる。最高管理責任者は、不正防止等の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的研究費の運営・管理を行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

3 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的研究費の運営・管理について当研究所全体を統括する実質的な責任と権限を有するものとし、総務ディレクターをもって充てる。統括管理責任者は基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認し、最高管理責任者に報告する。

4 コンプライアンス推進責任者は、競争的研究費の運営・管理について担当部署を統括する実質的な責任と権限を有するものとし、研究調整ディレクター及び総務副ディレクターをもって充てる。コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の下、次に掲げる業務を行う。

一 各グループにおいて不正対策を実施し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に報告する。

二 不正防止を図るため、各グループ内の競争的研究費の運営・管理に関わる職員や研究員等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。また、定期的に啓発活動を実施する。

三 各グループ内の職員や研究員等が、適切に競争的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

5 最高管理責任者は、コンプライアンス推進責任者の職務の実施を補佐するコンプライアンス推進副責任者を必要に応じて任命することができる。

(監事の役割)

第3条 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について研究所全体の観点から確認し、意見を述べる。

2 監事は、特に、コンプライアンス推進責任者や内部監査室が実施するモニタリングや内部監査によって不正発生要因が明らかになった場合には、それが不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

(行動規範)

第4条 競争的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員は、競争的研究費の対象となる研究が当研究所の行う事業の一環であることや、競争的研究費が公的な資金であること等から、競争的研究費の使用については研究所による公正な管理を行う必要があることを十分に認識し、研究所サービス規程（規程第22号）第2条（倫理行動規準）及び日本学術会議「科学者の行動規範—改訂版—」（平成25年1月25日）に基づき、競争的研究費の運営・管理にあたらなければならない。

(相談窓口等の設置)

第5条 研究所における競争的研究費に係る事務処理手続き、制度、使用ルール等に関する問い合わせに対応する相談窓口を研究グループ研究管理担当に置く。

(コンプライアンス教育・啓発活動)

第6条 コンプライアンス推進責任者は、競争的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、競争的研究費に係る不正防止についての意識と知識を高めるため、コンプライアンス教育・啓発活動を実施する。

2 コンプライアンス教育は、研修会やe-ラーニング等の形式により、職務内容、権限・責任に応じ適切に実施し、その理解度について把握するものとする。また、その内容は定期的に見直す。

3 啓発活動は、メーリングリストの活用等により、不正防止に向けた意識付けを定期的に行う。

4 コンプライアンス教育・啓発活動の事務局は研究グループ研究管理担当をもって充てる。

(誓約書)

第7条 競争的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員は、次の事項を含む誓約書を最高管理責任者に提出しなければならない。

- 一 研究所の規則等を遵守すること。
- 二 不正を行わないこと。
- 三 規則等に違反して、不正を行った場合は、当研究所や配分機関の処分及び法的な

責任を負担すること。

- 2 前項の誓約書を提出しない者は、競争的研究費の運営・管理に関与することができないものとする。

(不正防止計画の策定・実施)

第8条 最高管理責任者は、競争的研究費の適正な使用を徹底し、不正防止に向けた運営・管理体制を整備するため、研究所リスク管理及び危機対応に関する規程(規程第46号)

(以下「リスク管理規程」という)に定めるリスク管理委員会における検討及び審議等を経て、不正防止計画を策定し、必要に応じて見直すものとする。

- 2 研究グループ研究管理担当は、不正防止計画の推進を担い、次の各号に掲げる業務を行う。
  - 一 競争的研究費の運営・管理に係る実態の把握及び検証に関すること。
  - 二 関係部署及び内部監査部門と協力し、不正発生要因の排除・改善策を講ずること。
  - 三 その他、不正防止計画の推進について必要な事項に関すること。
- 3 研究調整ディレクターは、研究グループ研究管理担当が前項の業務を行った結果について随時報告を受け、必要と認めるときは、不正防止計画の見直しをリスク管理委員会に提案するものとする。

(業者への対応)

第9条 研究調整ディレクターは、競争的研究費により取引を行う業者に対し、不正防止計画の中の不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を周知するとともに、必要と認める場合には、競争的研究費により取引を行う業者に対し、次の事項を含む誓約書の提出を求める。

- 一 当研究所の規則を遵守し、不正に関与しないこと。
- 二 内部監査その他調査等において取引帳簿の閲覧、提出等の要請に協力すること。
- 三 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- 四 役職員等から不正な行為の依頼があった場合には通報すること。

(告発等の取扱い)

第10条 研究所における競争的研究費に係る不正に関する告発等(研究所内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出など。以下「告発等」という。)は、研究活動における不正行為への対応等に関する規程(規程54号)に従って取り扱い、受け付ける窓口(以下「通報窓口」という。)を研究グループ研究管理担当に置く。

- 2 通報窓口は、告発等を受け付けたときは、その内容を速やかに、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者に報告する。
- 3 最高管理責任者は、告発等の受付から概ね30日以内に、調査の可否を判断するとともに、その決定を当該競争的研究費の配分機関に報告するものとする。

(告発者・被告発者の取扱い)

第11条 研究所は、告発内容や告発者の秘密を守るとともに、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。また、単に告発したことや告発されたことのみを理由に告発者及び被告発者に対し、不利益な取扱いを行わない。

(調査委員会の設置及び調査)

第12条 第10条第3項の規定により、調査を行うこととなった場合は、調査委員会を設置し、調査を実施する。

2 調査委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

一 理事長(委員長)

二 理事

三 総務ディレクター

四 研究調整ディレクター

五 研究所に属さず、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない第三者(弁護士、公認会計士等)

3 調査委員会は、速やかに、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査を行い、認定を行うものとする。

4 調査委員会は、必要に応じて被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象の競争的研究費の一時的使用停止を命じるものとする。

5 調査の実施に際し、研究所は、調査方針、調査対象及び方法等について、当該競争的研究費の配分機関に報告、協議しなければならない。

6 研究所は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を、当該競争的研究費の配分機関に提出するものとする。期限までに調査が終了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告するものとする。

7 研究所は、前項によるほか当該競争的研究費の配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該競争的研究費の配分機関に提出するものとする。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(モニタリング及び監査)

第13条 競争的研究費の適正な管理の為のモニタリング及び監査については、最高管理責任者の指揮の下、内部監査室が行うものとする。

2 モニタリング及び監査の実施においては、内部監査室は、監事やコンプライアンス推進責任者及び研究グループ研究管理担当と連携を図るものとする。

附則（平成 27・8・28 独経研第 1 号）

この規程は平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附則（平成 29・10・5 独経研第 5 号）

この規程は平成 29 年 10 月 6 日から施行する。

附則（令和 5・8・7 独経研第 3 号）

この規程は令和 5 年 8 月 14 日から施行する。